



參考資料

林業・環境関連補助金等・融資制度

名称	こうち山の日推進事業費補助金
対象団体	市町村等、高知県内に事務局等をおく法人若しくは任意団体
対象事業	「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援する。 ・森づくり ①間伐 ②環境整備 ③植栽 ④竹林整備 ・木づかい ⑤木工 ⑥木材普及 ・森林体験と教育 ⑦森林体験 ⑧森林環境教育 ⑨山の一日先生派遣
助成率	定額(事業実施主体が市町村等の場合は1/2) 補助限度額: 上記①~⑧ 250千円 上記⑨ 750千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	山の学習支援事業費補助金
対象団体	市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に付属する小中学校等
対象事業	「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境教育を実践する事業
助成率	定額(対象児童又は生徒の数により異なる) 補助限度額: 50人未満 200千円 50人以上100人未満 400千円 100人以上200人未満 600千円 200人以上300人未満 800千円 300人以上 1,000千円
問い合わせ先	林業環境政策課 木の文化担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	造林事業(森林環境保全整備事業)
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林経営計画作成主体等
対象事業	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 持続的な森林経営を実現するため、森林経営計画の作成者等が施業の集約化を通じて計画的に行う間伐等の森林整備 ②環境林整備事業 面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難であるなど、自助努力によって適切な整備が期待できない森林について整備
助成額	知事が定める標準事業費の補助率以内
助成率	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 ②環境林整備事業 知事が定める基準で査定した額の4/10
問い合わせ先	安芸林業事務所(0887-34-1181) 中央東林業事務所(0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所(0887-82-0162) 中央西林業事務所(088-893-3612) 須崎林業事務所(0889-42-2371) 幡多林業事務所(0880-35-5977) 木材増産推進課(088-821-4602) 各地域の森林組合

名称	高知県みどりの環境整備支援事業
対象団体	県が補助する森林整備事業(造林事業)の実施主体
対象事業	みどりの環境整備支援事業 CO2吸収効果の高い人工林の除伐、保育間伐を促進することで、荒廃森林を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林を整備 (1)除伐(不用木の除去) (2)保育間伐A(不良木の淘汰)…3~7齢級 保育間伐B(伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不良木の淘汰)…3~9齢級 保育間伐C(不良木の淘汰)…3~9齢級 ※環境林整備事業に限定
助成額	定額 除伐= 35,000円/ha 保育間伐A=35,000円/ha 保育間伐B=30,000円/ha 保育間伐C=23,000円/ha
助成率	定額
問い合わせ先	安芸林業事務所(0887-34-1181) 中央東林業事務所(0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所(0887-82-0162) 中央西林業事務所(088-893-3612) 須崎林業事務所(0889-42-2371) 幡多林業事務所(0880-35-5977) 木材増産推進課(088-821-4602) 各地域の森林組合

名称	高知県緊急間伐総合支援事業
対象団体	森林組合、生産森林組合、森林所有者(自伐林家等を含む。)、林業者等、林業事業者等
対象事業	1 公益林保全整備事業 保安林及び市町村森林整備計画に規定する公益的機能別施設森林で、国庫補助事業の対象とならない人工林の保育間伐 対象林齢:3~12齢級 2 森林整備支援事業 市町村森林整備計画で定める機能区分を問わず、国庫補助事業の対象とならない間伐及び作業道の整備 (1)搬出間伐実施事業:伐採及び搬出集積(7~12齢級) (2)作業道整備事業:間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道
助成額	定額 保育間伐:80,000円/ha 搬出間伐:183,000円/ha(間伐率30%)、 122,000円/ha(間伐率20%) 作業道開設:500~1,500円/㎡等
助成率	定額
問い合わせ先	安芸林業事務所(0887-34-1181) 中央東林業事務所(0887-53-0655) 嶺北林業振興事務所(0887-82-0162) 中央西林業事務所(088-893-3612) 須崎林業事務所(0889-42-2371) 幡多林業事務所(0880-35-5977) 木材増産推進課(088-821-4602) 各地域の市町村または森林組合

名称	森の工場活性化対策事業
対象団体	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等
対象事業	森の工場における搬出間伐等の施策の推進に必要な次の事業に対して支援する。 1. 森の工場活性化対策事業費補助金 ①間伐材搬出支援事業 7~12齢級の人工林における搬出間伐に要する経費 ②作業道整備事業 効率的な作業システムの構築に必要な路網の整備に要する経費 2. 高性能林業機械等整備事業費補助金 ①森づくりタイプ 高性能林業機械等の導入に要する経費 ②作業システム改善タイプ 作業システム改善のための既存施設の改良及び機械器具等の導入に要する経費 ③レンタルタイプ 林業機械のレンタルに要する経費 3. 林内路網アップグレード事業費補助金 木材の安定供給及び効率的な木材搬出のための路網の改良・災害復旧等に要する経費
助成額	1-①:一般用材並びにチップ等端材(間伐材) 下限30m ³ /ha以上、上限70m ³ /ha以下 補助対象期間は森の工場ごとに新規承認から5力年間 2-②:事業計画の補助金は10万円以上であること 2-③:上限150千円/月台、期間は1ヶ月から6ヶ月以下 3:1箇所の補助金が10万円以上であること
助成率	1-①:定額1,000円/m ³ 1-②:造林事業の補助対象事業費の80%から造林事業の補助金額を差し引いた額以内 2-①:50%以内 2-②:50%以内 2-③:30%以内 3:コンクリート路面工・路盤工 …定額、改修又は補強・復旧…50%以内
問い合わせ先	木材増産推進課 森の工場担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4876 FAX 088-821-4576 E-mail 030301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	高知県木質資源利用促進事業費補助金
対象団体	市町村、農業協同組合、民間事業者等
対象事業	森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業や雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、事業主体が木質バイオマス利用施設の整備等を行う事業 ◆事業メニュー ① 木質バイオマス利用施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備に要する経費 〔対象施設〕 木質資源利用ボイラー、吸気式冷凍機、 木質燃料製造施設等 ② 木質バイオマス利用コスト支援 燃焼灰を取り扱うために必要な経費 〔対象経費〕回収・運搬費、検査・分析費、処分費等 ③ 木質バイオマス中間土場確保対策 原木中間土場等の車両重量計の導入に係る経費 〔対象設備〕車両重量計(設置型は設置費含む) ④ 熱利用原木確保緊急対策 熱利用向け木質燃料製造に必要な原木の仕入れに係る経費 〔対象経費〕原木購入費 ⑤ 木質バイオマス燃料供給コスト支援 熱利用向け木質燃料製造に係る原木及び製品のストックに必要な倉庫等の賃料 〔対象経費〕倉庫等の賃料
助成額	下記の助成率により予算の範囲内で補助。ただし対象事業のうち③、④、⑤については上限額あり
助成率	①4分の3以内、2/3以内(一部上限30,000千円) 1/2以内 ②3/4以内 ③10分の10以内(上限1,500千円/台) ④1/2以内、上限2千円/トン ⑤1/2以内 原木ストックヤード上限300千円/年 燃料倉庫上限450千円/年
問い合わせ先	木材産業振興課 利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4593 FAX 088-821-4594

名称	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
対象団体	①市町村、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ②市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他認可外保育施設の設置者 ③市町村、団体、バス事業者等
対象事業	①公共的施設整備 県内のPR効果の高い公共的施設の玄関、ロビー等の木質化等を行う事業 ②学校関連環境整備 県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などの木質化等を行う事業 ③屋外景観施設等整備 県内の観光地や市街地周辺のPR効果の高い場所において、木製のバス待合所や休憩所、案内看板等屋外の景観施設等の整備を行う事業
助成額	次の上限額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 限度額 1施設当たり4,000千円及び1事業者当たり5,000千円 ①②補助金額25,000円以上 ③補助金額50,000円以上
助成率	1/2以内
問い合わせ先	木材産業振興課 需要拡大担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4592 FAX088-821-4594

名称	こうちの木に住まいづくり助成事業費補助金
対象団体	・高知県内に木造住宅を建築・取得される方※ ・高知県内に木造住宅を所有されている方でリフォーム工事をされる方 ※賃貸を目的とするものを除きます。 ・高知県内に建築する木造住宅(一部非木造混構造合) ・高知県内に存在する既存木造住宅(一部非木造混構造合)
対象事業	①新築、増築の場合は、基本部位の70%以上を高知県内産乾燥木材を使用すること。 ②リフォームの場合は、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ③「瑕疵担保責任保険加入住宅」であること。 ④住宅の引渡前、またはリフォーム工事を完了前に申込を行うこと。
助成額	①基本部位、その他の部位 高知県内産乾燥木材の使用量1m ³ 当たり13,500円※ ②内装化粧仕上材(押入及び収納部分を除く) 高知県内産乾燥木材の使用面積1m ² 当たり2,000円※ ※①と②の合計の上限は100万円です。 ③長期優良認定住宅の場合は、1棟あたり20万円を加算 ④児童手当を受ける児童が3人居る場合は②で算出された金額を加算 (予算の範囲内)
特記事項	・「地域型住宅グリーン化事業」一般型(100万円)と併用可能 ・補助対象経費が区分できる場合は、住宅耐震化促進事業と併用可能 ・省エネ住宅ポイントと併用する場合は、長期優良住宅の加算(20万円)は不可
問い合わせ先	木材産業振興課 利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4592 FAX088-821-4594

名称	高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
対象団体	公益法人又はNPO等
対象事業	環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の三つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる5分野に資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。 (1) 地球温暖化への対策 (2) 循環型社会への取組(3Rの推進等) (3) 自然環境を守る取組 (4) 環境ビジネスの振興 (5) 環境を守り育てる人材の育成 ただし、次のものは補助対象から除く。 (1) 国又は県の他の補助事業として採択された事業 (2) コンクリートによる三面張りの生活排水路及び埋設排水管路の整備 (3) 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業(ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。)
助成額	100千円以上500千円以下
助成率	定額
問い合わせ先	環境共生課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4863

名称	高知県環境保全型農業推進事業費補助金
対象団体	環境保全型農業を実践する生産者組織及び有機JAS認定を受けた生産行程管理者
対象事業	①化学合成農業低減に必要と認められる資材・設備等、太陽光パネル等代替エネルギー導入に要する経費 ②有機JAS認定に要する認定手数料(基本料金、検査員人件費、検査員旅費等) ③防虫ネット等土着天敵の温存に必要と認められる資材に要する経費及び養液栽培における循環式殺菌装置の導入に要する経費 ④有機農業に取り組む農業者が組織する団体が、販路開拓のために取り組む活動や有機栽培技術習得・実証に要する経費
助成額	次の上限額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助(予算額22,761千円) ①50万円/10a以下(太陽光パネルは30万円/1施設以下) ②15万円/件以下 ③100万円/10a以下、200万円/1台以下 ④100万円/1団体以下
助成率	1/2以内(②、④)、1/3以内(①、③)
問い合わせ先	環境農業推進課 TEL088-821-4545 FAX088-821-4536 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	環境保全型農業直接支払交付金
対象団体	1 対象者は、農業者の組織する団体を基本とする(国の掲げる要件を満たしたうえで市町村が認める場合は単独で対象者となる場合もある)。 2 1の団体の構成員又は単独で対象者と特に認められる農業者は次の要件を満たす必要がある。 ①主作物※について、販売することを目的に生産を行っていること。 ②主作物について、エコファーマー認定を受けていること。 ③農業環境規範に基づく点検を行っていること。 ※主作物・・・化学肥料及び化学合成農薬の使用を県慣行レベルの原則5割以上低減する取組又は有機農業の取組対象の作物
対象事業	○化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから5割以上低減する取組と ①カバークローブ ②堆肥の施用 ③冬期湛水管理 ④土着天敵の温存利用技術 のいずれかを組み合わせた取組 ○有機農業の取組 (化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組)
助成額	取組面積10aあたり8,000円以内 (国4,000円以内、県2,000円以内、市町村2,000円以内) 堆肥の施用のみ10aあたり4,400円以内 (国2,200円以内、県1,100円以内、市町村1,100円以内)
助成率	定額
特記事項	市町村によっては、本事業に取り組んでいない場合がありますので、事前に市町村にご確認ください。
問い合わせ先	環境農業推進課 TEL088-821-4545 FAX088-821-4536 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

名称	多面的機能支払交付金 (農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同))
対象団体	集落ぐるみでの共同活動実践組織(以下、「活動組織」という)
対象事業	過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い、適切な保全、管理が困難になった農業用水路や農道等の資源保全や、農村の自然環境、景観の保全等を農業者だけでなく、地域住民等も参加した活動組織が行う実践活動に要する経費 【基礎活動(農地維持支払交付金)】 ・農地や農業用水等の資源を維持、保全する取組 【農村環境保全活動(資源向上支払交付金(共同))】 ①生態系を保全する活動 (生物の生息状況調査や在来生物の育成等) ②水質を保全する活動 (水質モニタリング調査等) ③景観形成や生活環境を保全する活動 (農用地等を活用した景観形成活動等) などの、農村の環境を保全し、向上させる取組
助成額	定額(対象農用地10アール当たり) 【農地維持支払交付金】 田:3,000円 畑:2,000円 草地:250円 【資源向上支払交付金(共同)】 ①資源向上支払交付金(長寿命化)に係る活動には取り組まない活動組織 田:2,400円 畑:1,440円 草地:240円 ②資源向上支払交付金(長寿命化)に係る活動にも取り組む活動組織、及び平成23年度以前から継続して活動に取り組んでいる活動組織 田:1,800円 畑:1,080円 草地:180円
問い合わせ先	地域農業推進課 集落営農担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4807 FAX 088-873-5162 E-mail 160201@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	中山間地域等直接支払交付金
対象団体	(1)集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等 (2)個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者等
対象事業	中山間地域で取り組まれている農業生産活動等は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果(農地の有する多面的機能)をもたらすものです。 この農地の有する多面的機能の確保のため、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め(協定)を締結し、それによって農業生産活動等を行う農業者等へ、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。 1. 制度の対象となる地域及び農用地 地域振興立法で指定された地域において、傾斜等がある等の基準を満たす農用地 2. 対象行為 交付金の交付の対象となる行為は、協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。 【農業生産活動等】 農道の草刈り、水路の清掃、農地法面の定期点検(崩壊防止)、協定農用地への柵・ネットの設置(鳥獣害の防止)、土壌流出に留意した営農、体験民宿(グリーン・ツーリズム)、魚類、昆虫類の保護(ビオトープの確保)、冬期湛水・耕作放棄地での水張りによる鳥類保護、アイガモ等の利用、緑肥植物の作付等
助成額	定額(対象農用地10アール当たり) 田:急傾斜(1/20以上)21,000円、緩傾斜(1/100以上)8,000円 畑:急傾斜(15度以上)11,500円、緩傾斜(8度以上)3,500円 草地:急傾斜(15度以上)10,500円、緩傾斜(8度以上)3,000円 採草放牧地:急傾斜(15度以上)1,000円、緩傾斜(8度以上)300円
問い合わせ先	地域農業推進課 集落営農担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4807 FAX 088-873-5162 E-mail 160201@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	(1)水産多面的機能発揮対策交付金事業 (2)水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業
対象団体	(1)高知県環境生態系保全対策地域協議会 (2)市町村
対象事業	(1)高知県環境生態系保全対策地域協議会が対象活動組織に対して保全活動支援事業の交付金として交付するのに要する経費の財源 (2)市町村が保全活動支援事業の交付対象となる対象活動組織の保全活動を指導・確認する事業
助成額	(1)3,817千円以下 (2)1,590千円以下
助成率	(1)事業費に要する経費の15%以内 (2)定額
問い合わせ先	漁業振興課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4613

名称	農山漁村地域整備交付金 (漁業集落環境整備事業)
対象団体	都道府県、市町村
対象事業	漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図るため、以下の事業を行う。 (1)衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源活用基盤施設整備、用地整備、特認事業 (2)防災関連施設 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、用地整備、特認事業
助成額	市町村:事業費の11%を県が嵩上げ補助
助成率	国:事業費の1/2、県:事業費の11%
特記事項	事業の採択要件 (1)対象集落要件 漁港背後の漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落等 (2)人口要件 対象集落の規模 人口100人以上、5,000人以下等 (3)事業費要件 全体事業費 300万円以上
問い合わせ先	漁港漁場課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4836 FAX 088-821-4529

名称	高知県浄化槽設置整備事業費補助金
対象団体	市町村
対象事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止及び快適な生活環境の創造を図るため、浄化槽を設置する者に設置費を補助している市町村に対して補助する。
助成額	市町村が補助金交付要綱等で人槽区分ごとに設定した補助基準額の1/3
問い合わせ先	公園下水道課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 電話番号 088-823-9851

名称	高知県海岸漂着物等処理推進事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村
対象事業	1、海洋ごみの回収・処理に係る事業(民間団体等と協力して実施する事業を含む。)及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 2、海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業(民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む)
助成額	上限規定なし: 予算の範囲内
助成率	1、離島振興対策実施地域(離島振興法第2条第1項)・・・9.5/10 2、1以外の地域の過疎地域(過疎地域自立促進特別法第2条第1項)、半島振興実施地域(半島振興法第2条第1項)・・・9/10 3、1、2以外の地域・・・8/10
問い合わせ先	港湾・海岸課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9883

名称	再生可能エネルギー利活用事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等(一部事務組合、広域連合等)
対象事業	(1)再生可能エネルギー事業化促進事業 再生可能エネルギーを活用した具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・現地測量等の各種調査業務、事業化のための仕組みづくり(ビジネスモデルの検討等)及び各種の設計業務など事業化に至るまでの間で実施が必要な事業。 (2)再生可能エネルギー利活用促進普及事業 再生可能エネルギーの利活用を促進するための地域の「核」となる人材づくりや協議会等の組織づくり及び再生可能エネルギーを活用した事業実施に向けた協議・検討作業並びに広報活動等の普及啓発事業に対する支援事業。
助成額	(1)上限規定なし: 予算の範囲内 (2)定額50万円以内
助成率	(1)事業費の1/2以内 (2)定額
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	物部川水源の森整備事業費補助金
対象団体	香美市、香南市
対象事業	香美市及び香南市に位置する私有林のうち、杉田ダム上流の人工林において実施される次の間伐事業を対象とし、高知県林業振興・環境部が所管する所定の間伐補助事業に採択されたもの。 (1)切捨て及び巻き枯らし間伐 (2)搬出間伐
助成率	(1)高知県林業振興・環境部の要綱で定める標準事業費の10分の1以内 (2)1m ² 当たり1,000円
問い合わせ先	公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp

名称	中小企業等特別融資制度	
	事業環境整備促進融資(環境保全促進)	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物処理業やリサイクル関連産業など環境保全事業又はその関連事業を営む中小企業者 ● リサイクル関連設備や省エネルギー施設を設置するなど環境保全に対して積極的な取り組みを図る中小企業者 ● 石綿飛散防止のために施設・設備の改善等を行う中小企業者 ○ 県税を滞納していないこと (○必ず該当 ●いずれかに該当)	
資金使途	設備資金、運転資金	
貸付限度額	1億円(うち運転資金は3,000万円)	
償還期間	設備15年以内(うち据置3年以内) 運転7年以内(うち据置1年以内)	設備20年以内(うち据置3年以内)
融資利率	2.67%以内(変動) (保証料)0.21%~1.07%	2.87%以内(変動) (保証料)0.21%~1.07%
問い合わせ先	経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 電話 (088)823-9695	